

大阪市告示第974号

大阪市長老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号。以下「条例」という。）

第12条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月11日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課（いきがいグループ）

電話 06-6208-8054

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

別表のとおり

(2) 業務の範囲

ア 施設管理に関する業務

イ 施設運営に関する業務

ウ 関係機関との連絡調整に関する業務

(3) 管理の基準

ア 休館日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前10時から午後5時まで

ウ 使用料

無料

3 指定を行おうとする期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで（5 年間）

4 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人（以下「法人等」という。）であること。なお、複数の法人等を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合、下記(2)の要件に該当すること。個人での申請はできません。

(1) 法人等に関する条件

ア 条例第14条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）。

(2) 連合体に関する条件

ア 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として 4 (1) アの要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

5 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第15条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和 7 年 7 月 14 日（月）から令和 7 年 9 月 8 日（月）まで

配布時間は午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

また、大阪市のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の受付期間及び提出方法

ア 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 8 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

イ 提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出方法

申請に必要な書類を持参。郵送、FAX 等での提出は不可。

ただし、5(4)アについては、電子メールにより提出することもできる。

(4) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ウ 法人等の概要
- エ 役員名簿及び役員の履歴書
- オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- カ 法人の登記事項証明書（指定管理者申請書提出日より3か月以内に発行されたもの）
- キ 法人等の貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し（直近3決算期又は3事業年度分）
- ク 法人等の事業報告書（直近3決算期又は3事業年度分）
- ケ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請日に属する年度分）
- コ 大阪市立老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書等
- サ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（指定管理者申請書提出日より3か月以内に発行されたもの）
- シ 法人税等の申告書の写し（直近3事業年度分）
- ス 大阪市の法人市民税の納税証明書（直近3年分）
- セ 障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所への報告義務のない場合は「障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への提出義務がない事業主用）」及び障がい者法定雇用率未達成法人等にあつては、障がい者雇入れ計画書
- ソ 支払い賃金に関する提案書
- タ 連合体で申請する場合は、連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

※以上について、各正本1部、副本9部（複写可）が必要

- チ 選定結果通知用封筒一式（長型3号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、

特定記録郵便相当の切手（320円）を貼付したもの

6 欠格事項

条例第14条の規定に該当する法人等の指定申請は無効とする。

7 その他

(1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

別表

名称	所在地
大阪市立淀川区老人福祉センター	大阪市淀川区野中南2丁目1番5号
大阪市立城東区老人福祉センター	大阪市城東区中央3丁目5番45号

（福祉局高齢者施策部高齢福祉課）